

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月19日（平成28年（行情）諮問第25号）及び同年3月4日（平成28年（行情）諮問第208号）

答申日：平成28年4月20日（平成28年度（行情）答申第14号及び同第16号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『飛行と安全』2015年4月～6月号。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の6文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 飛行と安全 平成27年4月号（No. 703）（表紙から8枚目まで）

文書2 飛行と安全 平成27年5月号（No. 704）（表紙から8枚目まで）

文書3 飛行と安全 平成27年6月号（No. 705）（表紙から8枚目まで）

文書4 飛行と安全 平成27年4月号（No. 703）（表紙から8枚目までを除く）

文書5 飛行と安全 平成27年5月号（No. 704）（表紙から8枚目までを除く）

文書6 飛行と安全 平成27年6月号（No. 705）（表紙から8枚目までを除く）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年9月3日付け防官文第13528号及び同年11月12日付け防官文第17906号による各一部開示決定（以下、順に「処分1」、「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、

おおむね以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「飛行と安全」2015年4月号ないし6月号を特定し、まず、文書1ないし文書3について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（処分1）を行った後、残りの部分である文書4ないし文書6について、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（処分2）を行った。

本件の異議申立ては、処分1及び処分2に対してそれぞれ提起されたものである。

2 法5条の該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由（法5条の該当性）については、別表のとおりである。

3 本件対象文書の電磁的記録について

「飛行と安全」は、航空自衛隊航空安全管理隊（以下「航空安全管理隊」という。）が作成しており、同隊では原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び同隊が作成した表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、パソコン内のデータを記録した可搬型記憶媒体（MO）を貸与し、これを基に編集、印刷、製本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

また、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び業者に貸与した可搬型記憶媒体（MO）に保存した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、印刷業者から返却後速やかに廃棄している。

以上のとおり、航空安全管理隊では本件対象文書を冊子（紙）で管理しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分に当たっては、確実を期すために同隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件異議申立てを受け、再度、航空安全管理隊の書庫、倉庫及び

パソコン内のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、別表のとおりその一部が同条1号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 異議申立人は、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記3のとおり本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第25号及び同第208号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月19日 諮問の受理（諮問第25号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年2月8日 審議（同上）
- ④ 同年3月4日 諮問の受理（諮問第208号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同月29日 審議（同上）
- ⑦ 同年4月18日 諮問第25号及び同第208号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書6（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、

隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的として、航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した部内向けの文書であるとのことである。

また、諮問庁は、本件対象文書について、印刷業者からの納品物は印刷・製本された冊子のみであって、その作成過程における電磁的記録はいずれも廃棄されており、确实を期すために行った探索においても電磁的記録の存在は確認されなかった旨説明する。

- (2) 本件対象文書の作成の趣旨及びその内容に鑑みれば、その電磁的記録を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の1欄①に掲げる部分は、民間人の氏名及びその特定を可能とする所属等の記載並びに自衛隊員の写真の顔部分であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条6号該当性について

別表の1欄②に掲げる部分には、航空安全管理隊の電子メールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、防衛省・自衛隊が必要とする際の連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び6号柱書きに該当すると

認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。
(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

| 1 不開示部分 | | | 2 不開示とした理由 | |
|---------|-------------|------------------------------------|---|---|
| ① | 文書 1 及び文書 2 | 目次 | 寄稿者の所属等の一部及び氏名 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当 |
| | 文書 4 | 6 6 頁 | | |
| | 文書 5 | 6 4 頁, 6 7 頁, 7 0 頁, 7 3 頁及び 7 5 頁 | | |
| | 文書 1 及び文書 3 | 巻頭 | 写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。） | |
| | 文書 4 及び文書 5 | 巻末の安全褒賞 | | |
| | 文書 6 | 7 頁, 5 0 頁及び巻末の安全褒賞 | | |
| ② | 文書 4 | 6 9 頁 | メールアドレス（1 端末） | 防衛省の部外系ネットワークで使用されているアドレスであり、これを公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報を送信され、その結果、情報の信頼性を喪失する等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号に該当 |
| | 文書 5 | 8 5 頁 | | |
| | 文書 6 | 7 2 頁 | | |